

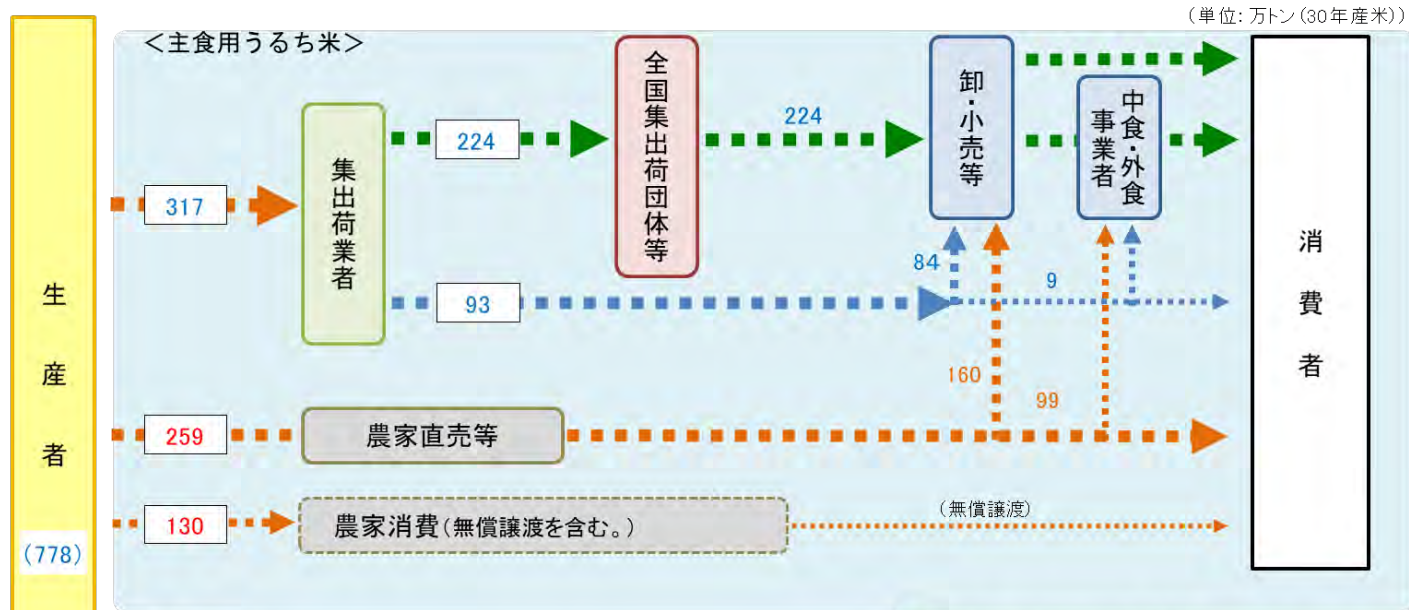
米取引における事前契約の 現状と課題について

令和2年1月24日
農林水産省 政策統括官

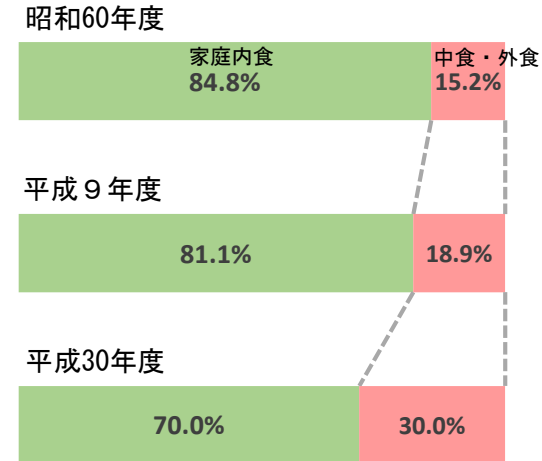
1.米の流通構造

- 主食用米として生産されるもののうち、農家の自家消費等を除いて、一般的な商業ベースとして流通されるものが約570万トン、そのうちJA等の集出荷業者を経由して流通されるものが約320万トン。
- 主食用米の消費形態は、近年、家庭内での消費割合が減少し、中食・外食での消費割合が増加。

米の流通経路（イメージ、30年産米）



米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

入手経路	割合	対前年比
スーパーマーケット	52.7%	(+3.3%)
その他の小売店	19.6%	(▲0.8%)
産地直売所	2.2%	(+0.2%)
インターネット	9.8%	(▲0.2%)
生産者から直接購入	6.0%	(▲1.1%)
無償譲渡	14.8%	(▲1.4%)

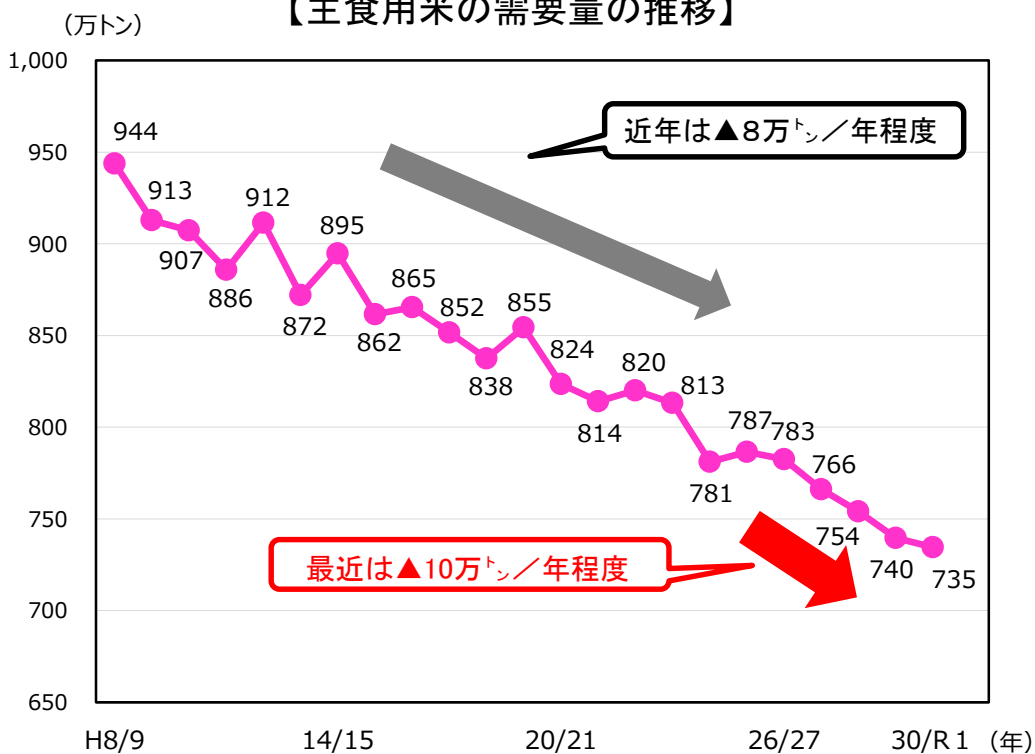
※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出(平成30年4月から平成31年3月の年平均)

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。
 注1：集出荷業者には、全集連系を含む。(JA等への出荷量317万トンのうち19万トンが全集連系)。
 注2：「卸・小売等」には、中食・外食事業者及び加工事業者等を含む。
 注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

2. 米政策改革と米の需給状況

- 主食用米の需要が毎年10万トン程度減少すると見込まれる中、平成30年産から行政による生産数量目標の配分を廃止するなど、生産者の経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるよう米政策改革を実施。
- 平成30年産、令和元年産の需給状況については、生産量は需要量と概ね同水準となっており、取引価格も堅調に推移している状況。
- 一方、両年産とも作況指数が100を下回っていたこと等を踏まえると、需要に応じた生産・販売をさらに進めていく必要。

【主食用米の需要量の推移】



資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【平成30／令和元年の需給状況】 (単位: 万トン)

平成30年6月末民間在庫量	A	190
平成30年産主食用米等生産量	B	733 (作況指数98)
平成30/令和元年主食用米等供給量計	C=A+B	923
平成30/令和元年主食用米等需要量	D	735
令和元年6月末民間在庫量	E=C-D	189

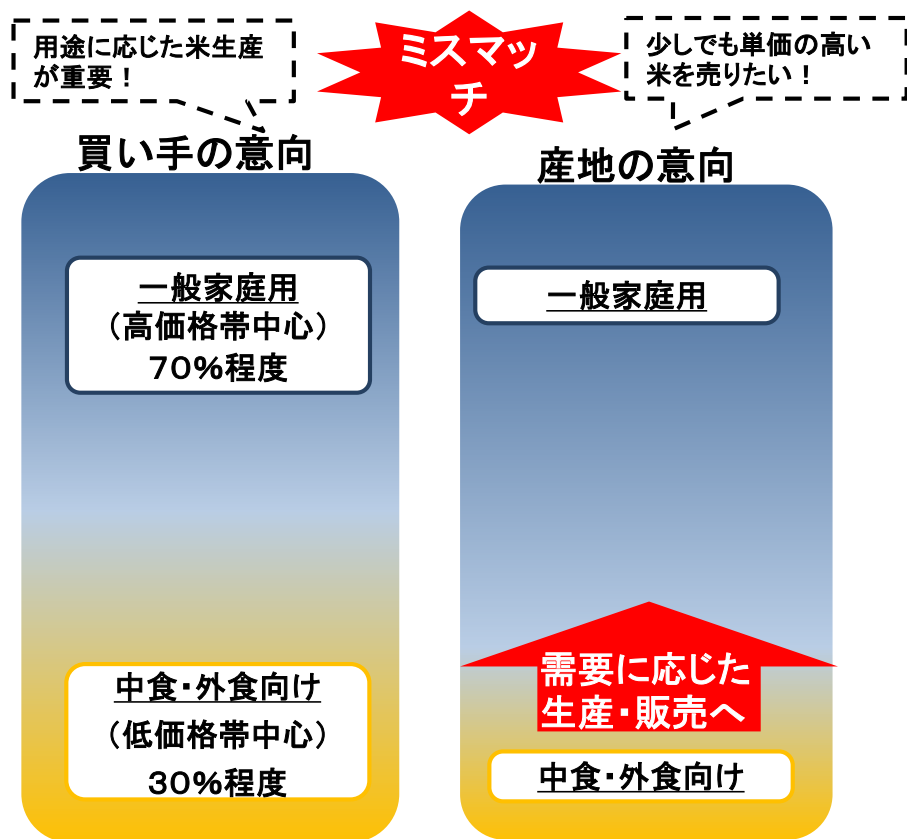
【令和元／2年の需給見通し】 (単位: 万トン)

令和元年6月末民間在庫量	A	189
令和元年産主食用米等生産量	B	727 (作況指数99)
令和元/2年主食用米等供給量計	C=A+B	916
令和元/2年主食用米等需要量	D	727
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D	189

3. 中食・外食向けの需給状況

- 平成30年産、令和元年産について、全体として見れば生産量は需要量と同水準となっているものの、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。
- 一方、買い手においては、約3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けにも対応した米へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】



令和元年産生産量：726万ト

価格帯別中食・外食向けの販売割合 (29年産)

価格帯	割合
16,000円～	7%
15,500円～16,000円	21%
15,000円～15,500円	50%
～15,000円	22%

価格帯別農産物検査数量割合 (29年産)

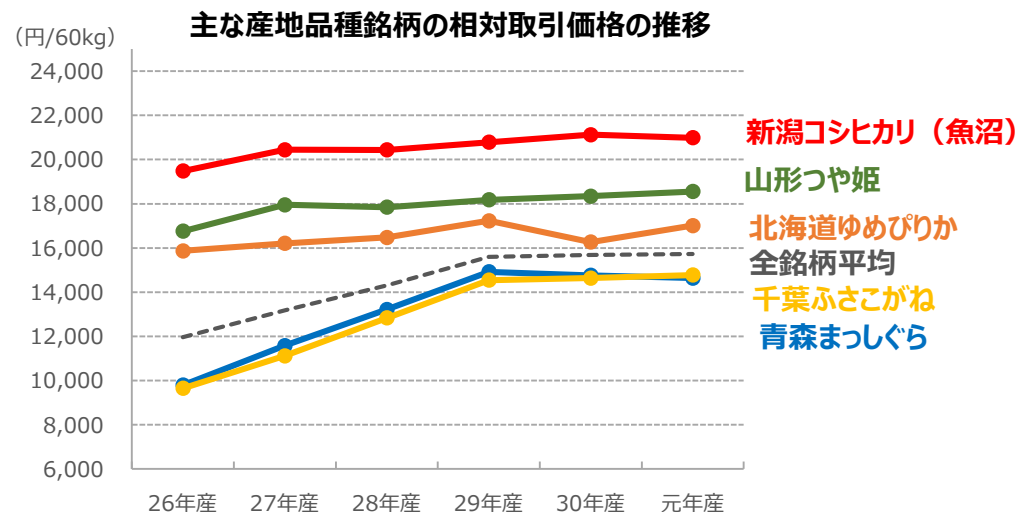
価格帯	割合
16,000円～	13%
15,500円～16,000円	27%
15,000円～15,500円	35%
～15,000円	25%



72%

40%

(参考) 29年産 全銘柄平均価格 15,595円

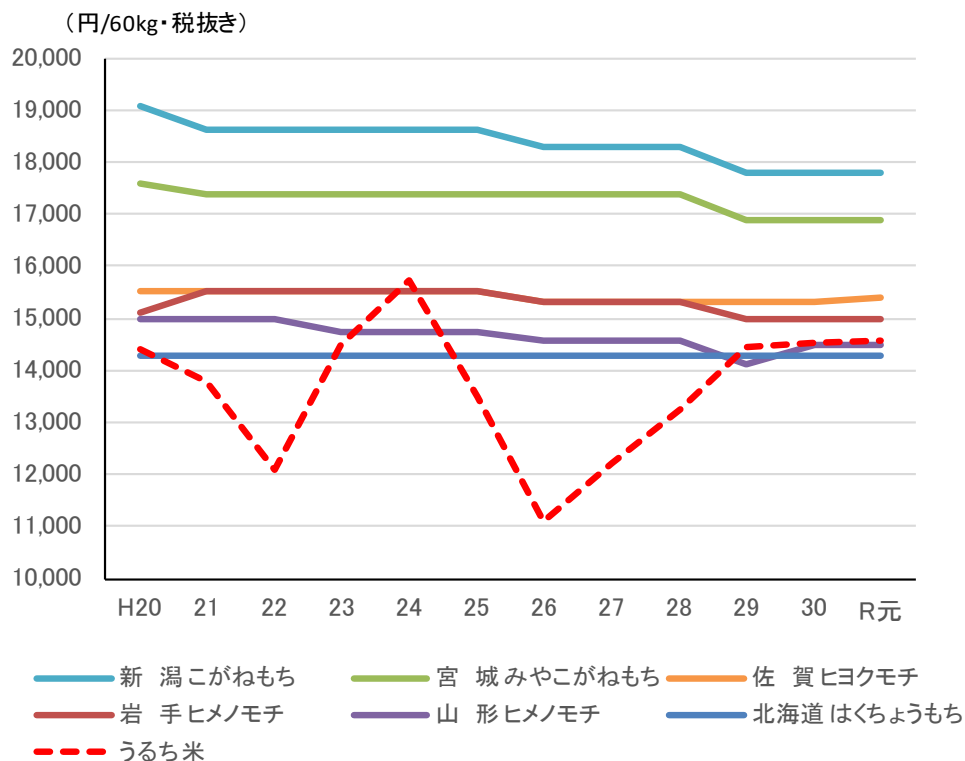


4. 事前契約の意義①

- 今後、産地において需要に応じた生産・販売に取り組むためには、あらかじめ販売先や販売数量の見通しを立てることが必要。
- そのための手法として、産地と実需者間における事前契約、特に播種前の契約や複数年契約の締結を進めていくことが極めて重要。

もち米については、全国出荷団体が実需者と播種前・複数年契約に取り組んでおり、年間取扱数量（約10万トン）の6～7割が事前契約されていること等により、概ね安定した価格で取引が行われている。

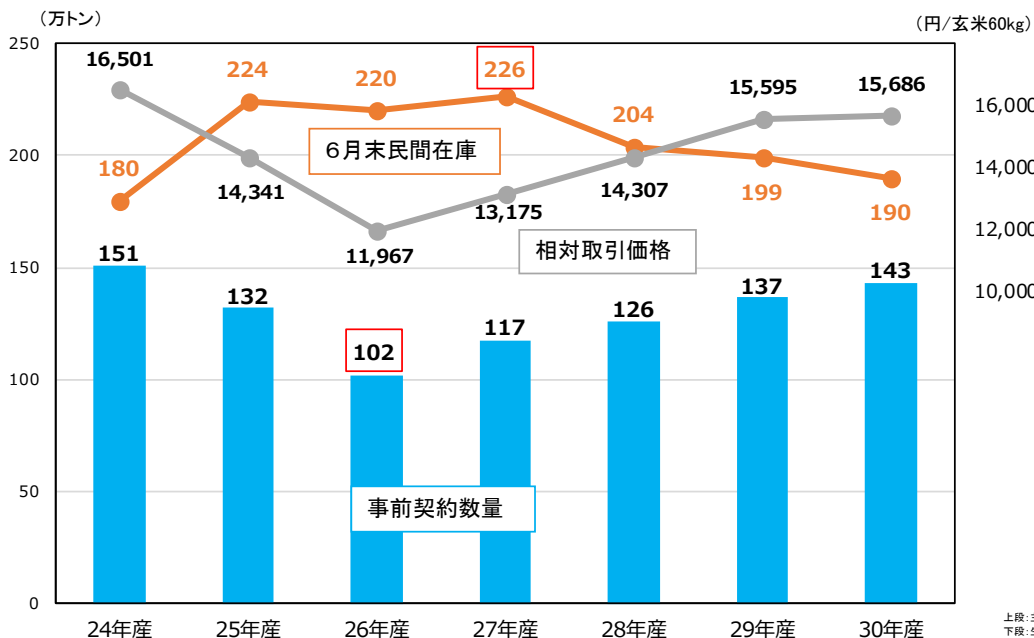
【もち米の販売基準価格(事前契約分)】



4. 事前契約の意義②

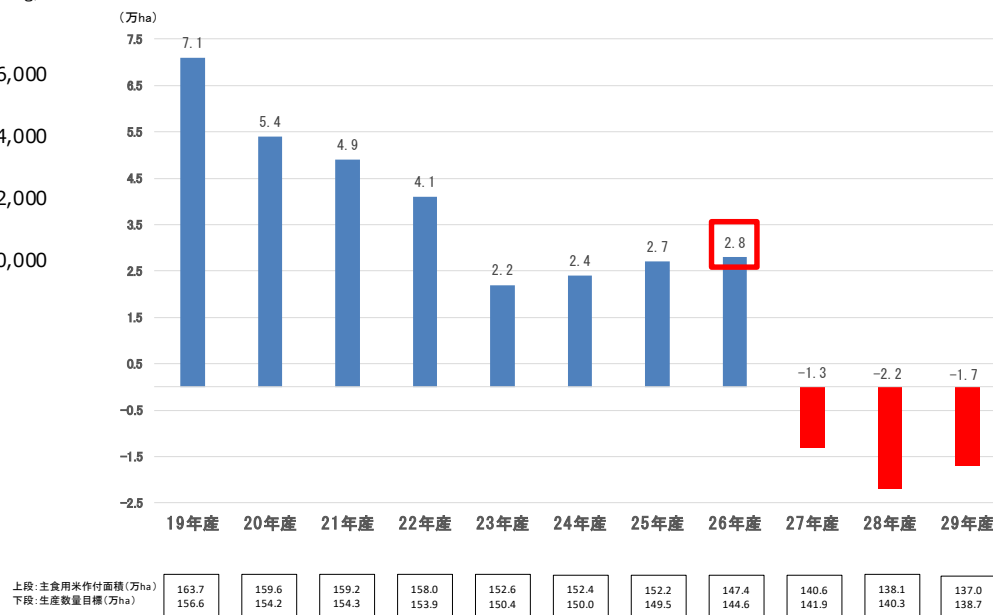
- 平成26年産の米価は史上最低水準で低迷。
- 当時の状況は、震災発生等に伴う24年産米価の上昇等による需要量の大幅な減少等のため、25年6月末時点の在庫水準が224万トンまで増加する過剰基調の下で、
 - ① 事前契約数量は、102万トンと前年産に対し、▲23%減少（近年で最も少ない契約数量）
 - ② 主食用の作付面積は、生産数量目標に対し2.8万ha超過（23年産以降最も大幅な超過）
 - ③ 27年6月末在庫は、226万トンと近年の最高水準まで増加。

相対取引価格・6月末民間在庫・事前契約数量の推移
(平成24～30年産)



注：「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。

超過作付面積の動向
(生産数量目標の面積換算値を超える主食用米の作付面積)

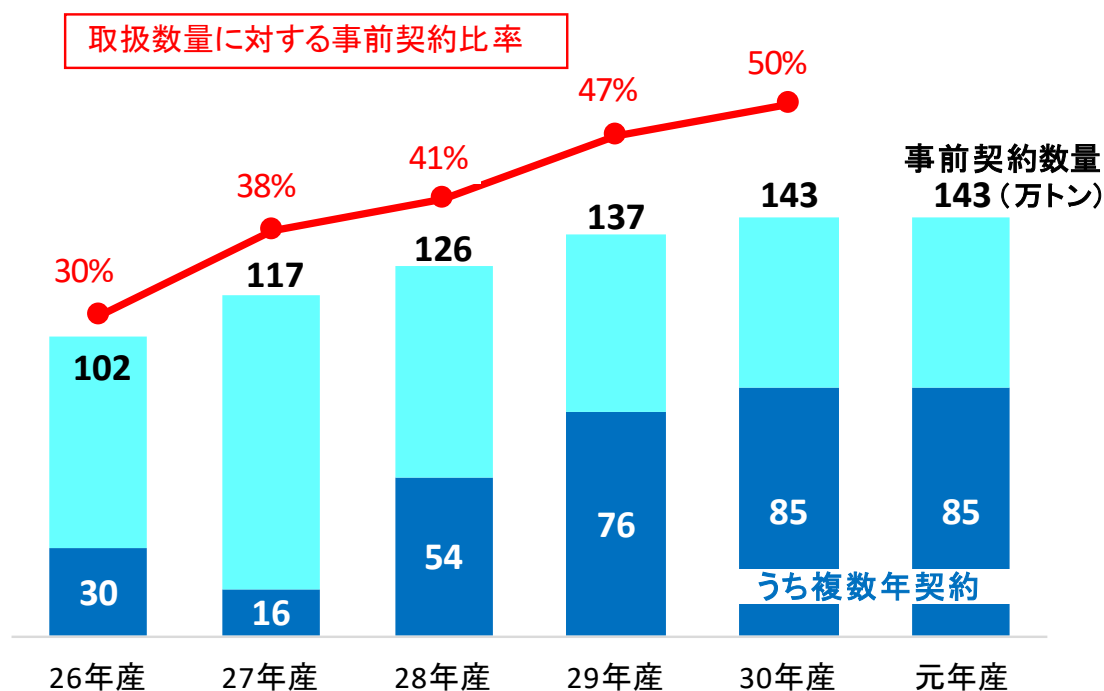


年産	19年産	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産
上段: 主食用米作付面積 (万ha)	163.7	159.6	159.2	158.0	152.6	152.4	152.2	147.4	140.6	138.1	137.0
下段: 生産数量目標 (万ha)	156.6	154.2	154.3	153.9	150.4	150.0	149.5	144.6	141.9	140.3	138.7

5. 事前契約の現状 集出荷業者と卸・小売業者との事前契約の状況

- 集出荷業者と卸・小売業者との間の取引においては、近年、主食用米の事前契約・複数年契約の数量が増加してきており、30年産では集出荷業者の取扱量（集荷量）全体の約5割を占める。
- 他方、元年産の事前契約数量は11月末現在で143万トンと、30年産米と同数量の契約。

【近年の主食用米の事前契約数量の推移】



この事前契約数量は、農水省が一定規模以上の集出荷業者を対象に調査しているもので、「収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量」(脚注参照)。

- 資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」(報告対象: 年間取扱量5,000トン以上の集出荷事業者)
- 注: 1 「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。
2 「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。
3 30年産までは確定値、元年産は元年11月末現在の速報値。(以下同じ)

5. 事前契約の現状 集出荷業者と卸・小売業者との事前契約の状況

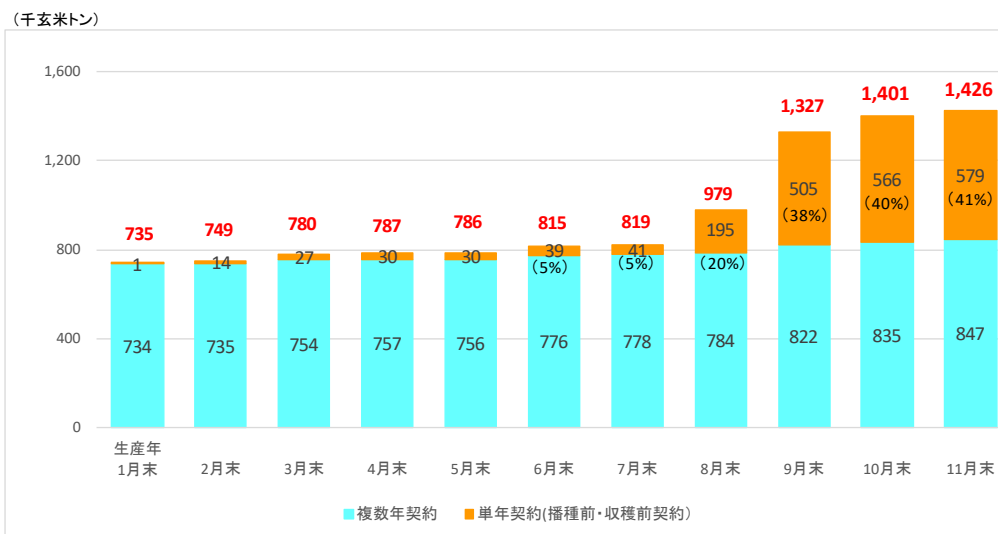
(契約の締結時期)

- 複数年契約を除く単年での事前契約数量については、元年産米では11月末時点で約58万トンであるが、6月末時点では約4万トンと播種前時点での契約はわずかな状況。

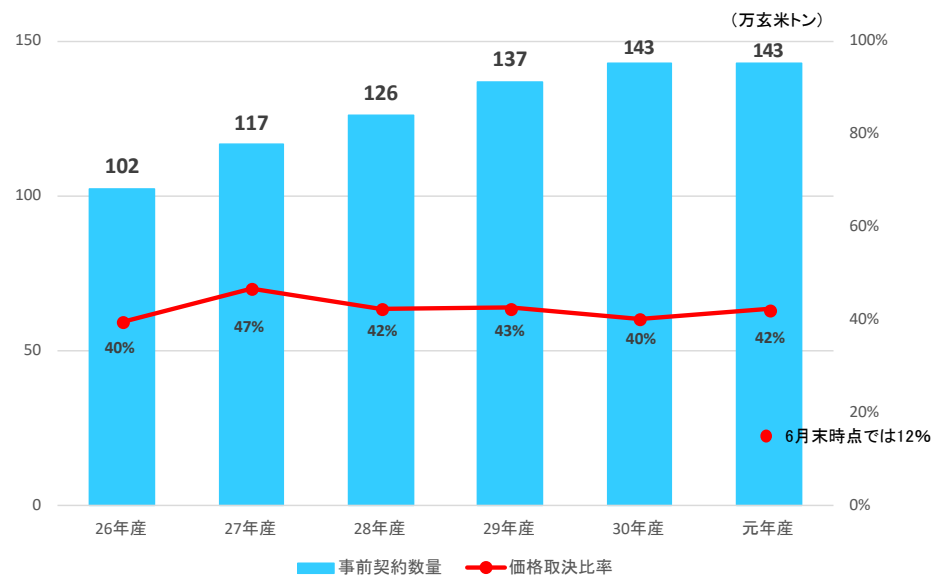
(価格取決めのある事前契約の数量)

- 集出荷業者と卸・小売業者との間の事前契約において価格取決めをしている数量は、元年産では11月末時点で契約数量の約4割、6月末時点では約1割。

【令和元年産の契約月別 事前契約数量の推移】(速報値)



【事前契約数量と価格取決め数量比率の推移】



注:「価格取決め数量」は、価格に一定の幅(基準価格の±10%の範囲内)を設けた取決めも含む。

5. 事前契約の現状 集出荷業者と卸・小売業者との事前契約の状況

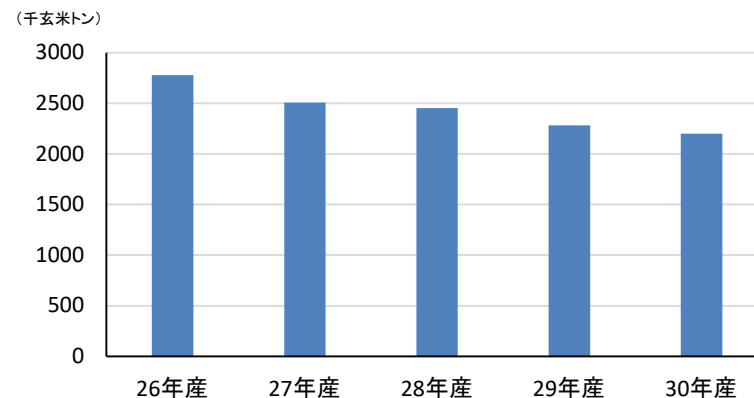
- 集出荷業者のうち、全農等の事前契約数量は、自らの集荷量に占める比率は6割、全体の事前契約数量に占める比率は9割超。
- 単位農協や全集連等の事前契約数量は、自らの集荷量に占める比率は約1～2割、全体の事前契約数量に占める比率は1割に満たない状況。

【業態区分別事前契約数量(30年産)】

単位：千玄米トン

	集荷数量 ①	事前契約 ②	集荷比率	全体比率
			②/①	
全国農業協同組合連合会 経済連及び県単一農協	2,131	1,334	63%	93%
単位農協	587	77	13%	5%
全集連・全集連系業者	110	18	16%	1%
その他	34	-	-	-
合計	2,863	1,429	50%	100%

【全農等の主食用米集荷数量】



注：全農・経済連及び県単一農協の集荷数量。

5. 事前契約の現状 集出荷業者(単位農協等)と卸・小売業者との事前契約の状況

- 単位農協等と卸・小売業者との取引においては、口約束によりおおまかな数量だけ決めておく例が多いとみられる。
- 主食用米の市場が縮小していることを踏まえると、こうした取引形態は、安定的・継続的な販路とならない懸念（口約束による契約数量が過大に見積もられている実例もある）。
- 書面による事前契約を行わない理由として、「長年の取引により信頼関係があるので必要ない」、「契約数量どおり集荷できず違約発生のリスクがある」、「価格変動リスク」等の声があるところ。

現場の出荷業者等の声

【事前契約を行わない者の声】

- 口頭で取引数量を決めているが、取引先とは信頼関係は構築されており、買い叩かれる懸念はない。
- 取引先とは長年築いてきた信頼関係があり、口約束であっても確実に引き取ってもらえると考えている。
- 確実な集荷が見込めない中で、米卸と書面契約した場合、契約数量どおりに集荷できない場合に違約発生のリスクがある。
- あらかじめ取引価格を決めてしまうと、出来秋以降に相場が上昇した場合、農家の手取損となるため、出荷業者としてそのリスクは負えない。

【事前契約に取り組んでいる者の声】

- 大半を複数年契約しており、年産ごとの価格変動がない。
- 不作の年でも安定した価格・数量で取引しており、実需者の信頼を得られている。

A県出荷団体での過大見積もりの事例

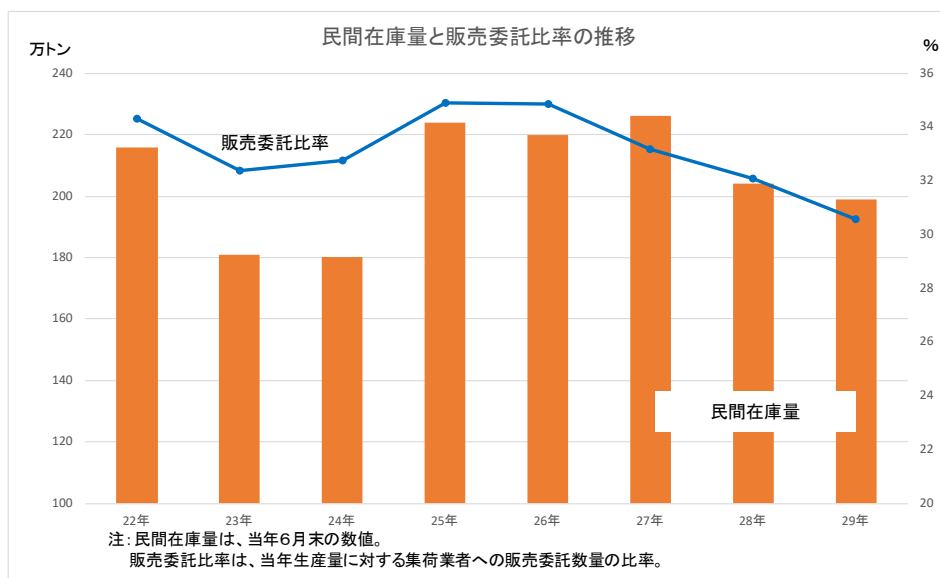
30年産の取引において、事前に口約束により契約していたが、実際の文書での契約締結の段階になると、口約束による契約数量よりも下方修正され、販売計画の変更を余儀なくされた。

このため、元年産米では、確実な取引数量とすることを前提に文書で事前契約を結んだ結果、30年産よりも少ない契約数量となった。

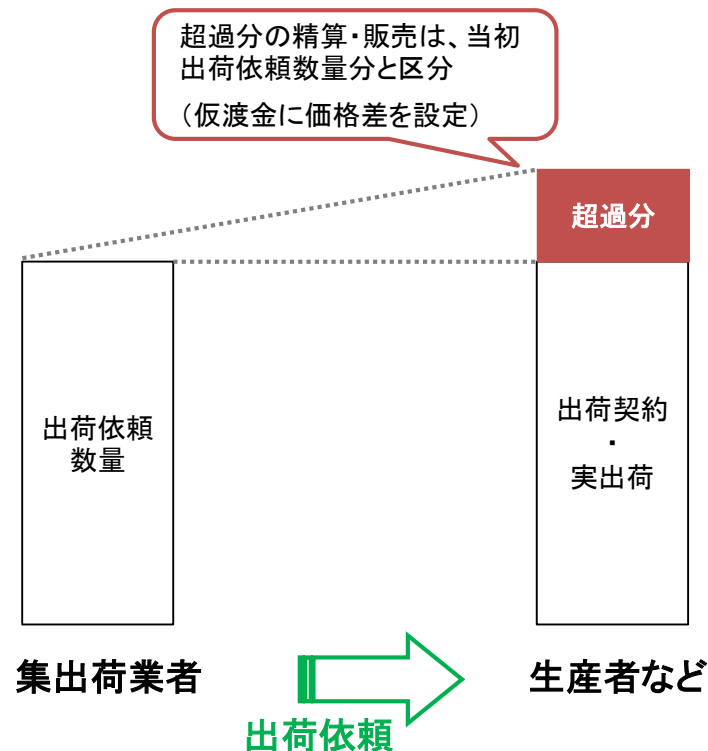
5. 事前契約の現状 生産者と集出荷業者との契約の状況

- 生産者は、自家消費や消費者等への直接販売のほか、集出荷業者を通じて米を販売。
- 集出荷業者への販売委託の比率の推移をみると、米の需給が緩和基調になると比率が増加。
- このため、出荷業者においては、生産者に「需要」を的確に伝えるとともに、実需者との事前契約等に基づく需要を踏まえた出荷依頼を行い、これを基に締結した契約数量を上回る分を区分し、その取扱いに差を設けるといった事例もみられる。

【販売比率の推移】

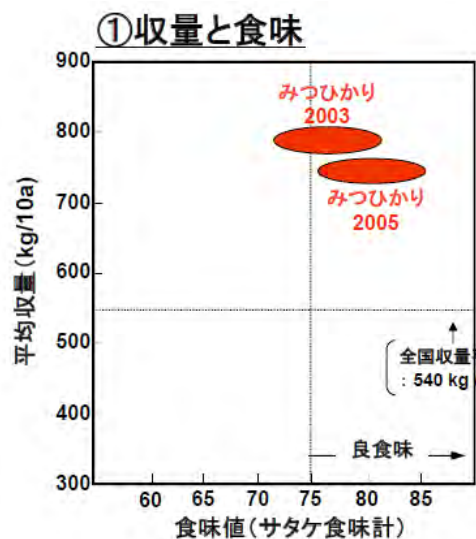


【B県の事例】



5. 事前契約の現状 生産者と出荷業者との契約事例

- JAぎふは、実需者と連携して多収米に取組み、生産者、米卸それぞれと複数年契約による取引体制を構築。
- 契約では取引価格（基準価格の±5%）まで取決めを行い、数量、価格面で安定取引を実現。

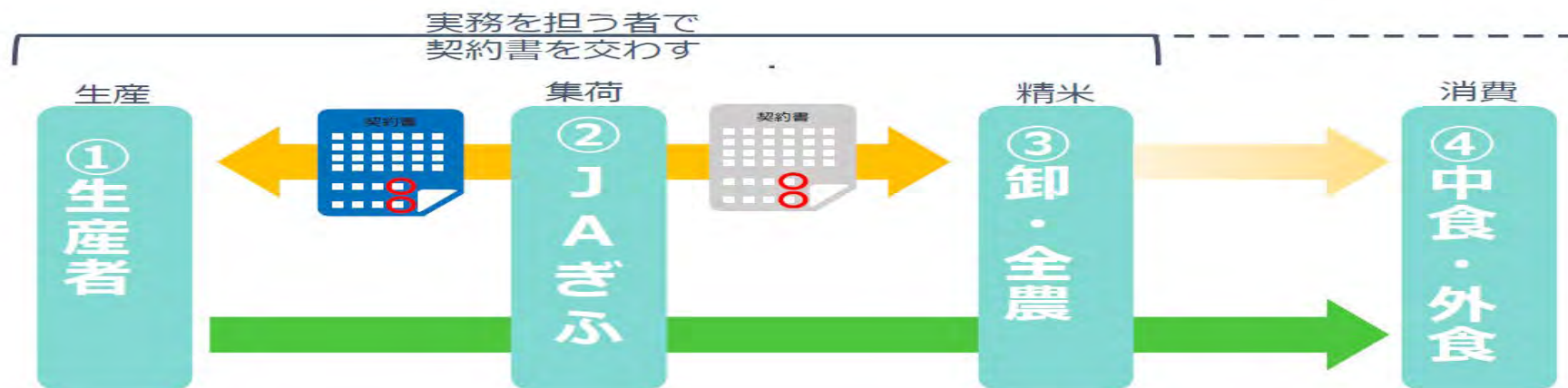


②コメの用途

品種	用途						
	家庭用	業務用					
		飯米	丼	カレー	フレンチピラフ	すし	おむすび弁当
みつひかり 2003	○	○	◎	◎	◎	○	△
みつひかり 2005	◎	◎	△	△	△	○	◎



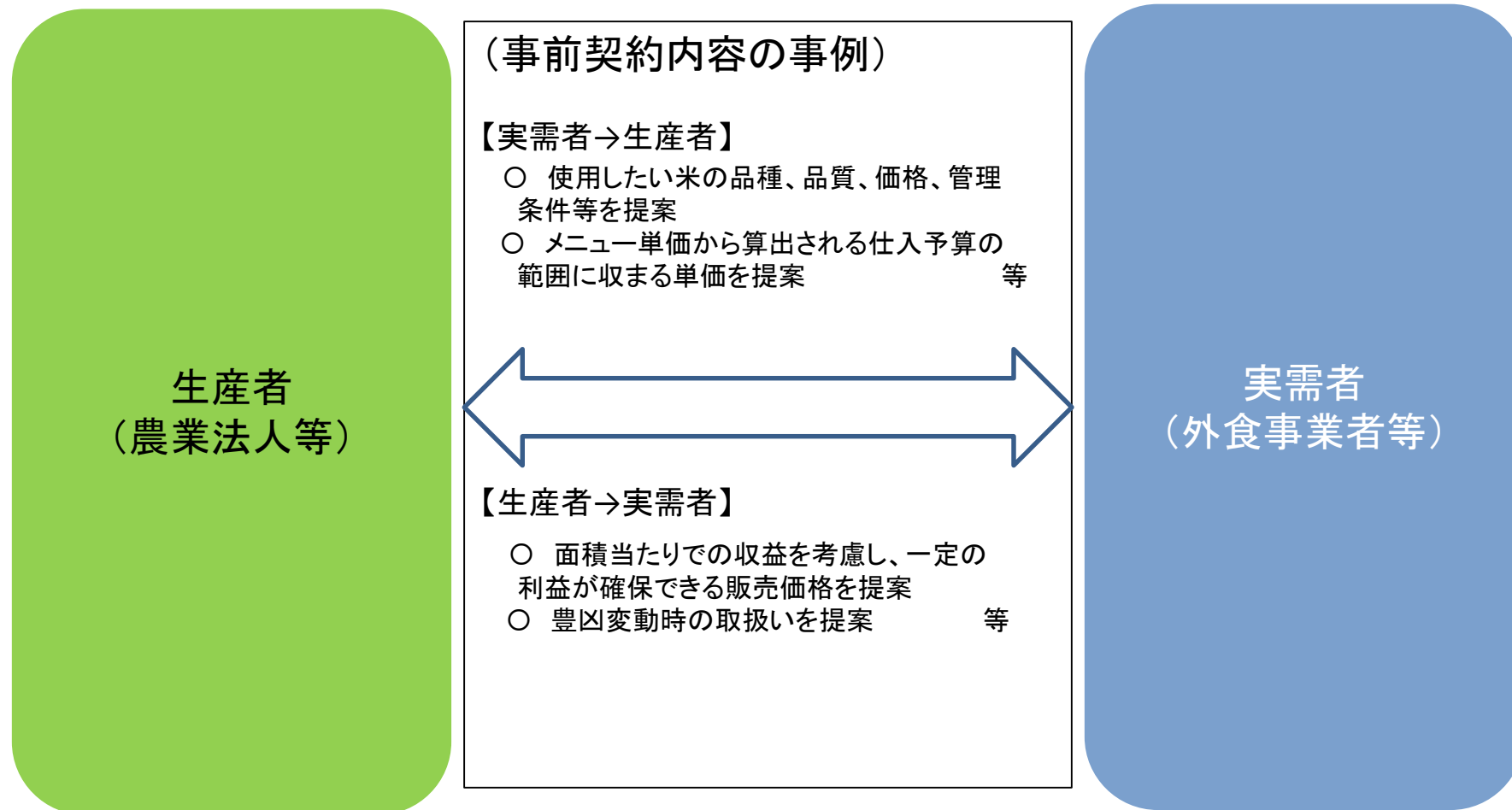
実需者と連携した多収米試験



JAぎふは、農家、米卸と複数年契約を締結(実需者とも連携)。平成29年産から令和元年産まで3カ年契約、年間約600トンを取引。

5. 事前契約の現状 生産者と実需者との契約事例

- 最近では、生産者と外食事業者等の実需者との間で、直接取引を行う事例が出てきているところ。生産者は実需者側のニーズを直接把握し、事前契約も含め、双方が折り合う契約条件で取り引き。



6. 議論していただきたい論点例

生産数量目標の配分のない中で、今後とも、主食用米の需要に応じた生産・販売を進めるためには、豊凶変動リスクや価格変動リスクにも対応しつつ、事前に販売先や販売数量等を見通すことができる事前契約の拡大が重要。

【集出荷業者 ⇄ 実需者等】 (①)

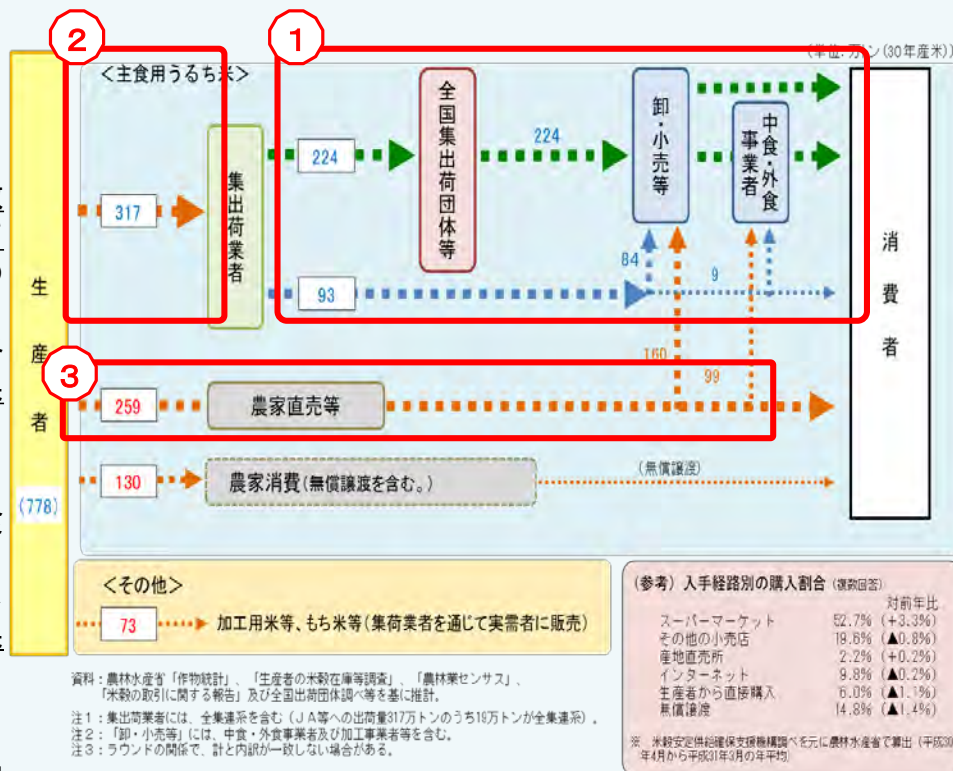
- 全農等においては事前契約の内容の深化（契約時期の前倒しや複数年契約の拡大等）、単位農協や農協系統以外の集出荷業者においては事前契約の取組の拡大を進めることが重要。そのためには、どのように推進していけばいいか？
- 特に、消費に占める割合が増加し、かつ、安定的な仕入数量、価格、品質が求められる中食・外食向けの推進を図っていくことが効果的ではないか。そのためには、どのように推進していけばいいか？

【生産者 ⇄ 集出荷業者】 (②)

- 集出荷業者において「収穫後の集荷が確保できないリスク」が中食・外食事業者等との事前契約を躊躇する要因の一つ。
- 生産者の販売先の選択が自由な中で、集出荷業者が安定的に集荷していくためには、生産者とも事前契約を深化させていくことが効果的ではないか。そのためには、どのように推進していけばいいか？

【生産者 ⇄ 実需者等】 (③)

- 生産者と実需者等がそれぞれ求める取引条件（特定の栽培条件や品質管理など）を、事前契約により取決めておくことが重要。そのためには、どのように推進していけばいいか？



論点例

- 需要に応じた生産・販売に向けて効果のある事前契約の内容（取引数量、価格のアローワンスの設定等）の在り方について
- 集出荷業者と実需者等との事前契約の拡大や、その内容を需要に応じた生産・販売に向けてより効果のあるものにしていくに当たっての課題・対応策について
- 生産者と集出荷業者との事前契約を進めるに当たっての課題・対応策について